

10月1日から国民健康保険が変わります

老人保健の対象者が75歳以上に引き上げられます

これまで、70歳以上のかたは老人保健で診療を受けていましたが、10月からは老人保健の対象年齢が75歳以上に引き上げられることに伴い、75歳未満のかたは、国民健康保険で引き続き診療を受けることになります。

(ただし、昭和7年9月30日以前に生まれたかたと、65歳以上の寝たきりなどのかたについては引き続き老人保健の対象となります。)

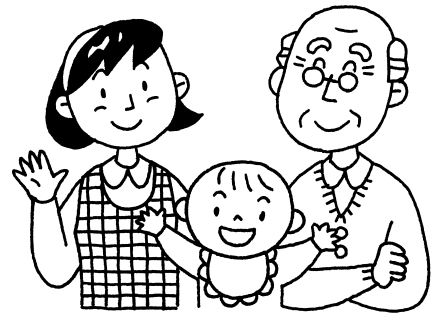
70歳以上の国民健康保険被保険者(老人保健の該当者を除く)には国民健康保険高齢受給者証が交付されます

10月1日以降、70歳に到達される国保被保険者のかたには国保高齢受給者証を交付し、70歳到達月の月末までに郵送いたします。

なお、医療機関にかかれる際には、国保被保険者証に国保高齢受給者証を添えて医療機関の窓口へ提示してください。

年齢により医療費の患者負担割合が変わります

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 3歳未満の乳幼児 | 2割 |
| 3歳以上70歳未満のかた | 3割 |
| (退職者医療制度該当者の本人および被扶養者の入院は2割) | |
| 70歳以上75歳未満のかた | 1割(一定以上の所得があるかたは2割) |



国民健康保険被保険者証はそのまま使えます

10月1日以降も現在お持ちの国保被保険証については、引き続きお使いください。

詳しくは、広報かさまつ10月1日号に折り込みのコクホプラザをご覧ください。
役場 住民課 保険年金係 内線124~126)